

に、今とても毎春元日に、村中の亭主たるもの、此地の村長が家へ年始の賀にゆき、新春の賀詞を述べて後、御軍役の事忘却すべからずと、村長より一人々々に申渡す事恒例也。故に此村の亭主たる者は、斧一挺と山刀一挺とを新しく研ぎ立て、御軍役の用なりとて、人々常に貯へ所持する事今猶然りとぞ。一とせ米價高貴にして、飢渴にせまり乞食と成るに及んで、なくなく斧・山刀を持出で、市に鬻ぎて糧にかへし者もありとかや。誠に山野質朴の人の真心には、いかばかりせつなかるべしと、涙を催すに餘りあり。といへり。此は薪木呂を揚げし木呂場の因みに記載して、犀川木呂の考證とすのみ。

○川上角場跡

此の角場は、川上新町大桑御坊の向ひなる町裏にありて、舊藩中輕卒の鐵炮稽古所なり。此の角場は、延寶の金澤圖に、土川除の内に操場三十一間に三十間と記載す。但し其の創立の年月はいまだ記録中に所見なし。按ずるに、菅家見聞集に、寛文三年六月三日、犀川櫻島^(下)之上がけ、淺野川觀音山之下、夏の内御家中之者鐵炮稽古所に被定。依之居屋

敷之外於所々鐵炮打候儀御停止とあり。右は此の時の違書^(下)の文を其の儘擧げたるもの也。其の違書は即ち舊藩定書中に記載す。三州志來因概覽附錄に云ふ。寛文三年六月三日の出令に、犀川櫻島之下がけ、淺野川觀音山之下兩所とある觀音山は、寛文五年三月廿八日の出令に、茶白山にて放銃停止と見ゆ、又戊の十二月朔日の出令に、金澤士第にて放銃停止。卯辰山・犀川・淺野川の岸三ヶ所演放年中不支。と見ゆ。右卯辰山と云ふ事不審。其放銃場今知る者なし。又犀川櫻畑之下がけといふも詳かならず。今の下櫻畑の角場は、先手組及び割場附等輕卒の銃場にて、犀川川上新町の角場は河の此方なり。されば之を櫻畑の下がけとは不可言。寺町櫻畑の角場は其の初めより有之、大組持筒方共其の組々の放場いまだ出来なき以前は、此の銃場へ出で演放せしよし也。此の銃場の下のがけは、淺野川觀音山の下の如きにや。然らば此所にて其の頃演放せるか。觀音山の下とあるは、今の淨明寺の後、川の向ひなり。此の外土清水・鈴見山・うつき濱・本吉・鐵炮張細工人の宅・犀川川上等に於て、當時放銃するは流例たるか、許免の定令見當

らず。寛永の頃は野田山にても放つと見えて、寛永十七年の五月十二日並に十四日に、高原市兵衛門人塚本五郎左衛門と云ふ者、野田山にて放つ事、舊記に載せたり。とあり。平次按ずるに、右富田氏の説の如く、寛文三年六月の令文に、犀川櫻島之下がけとある銃放場は、川上新町なる角場なるべし。此の角場は犀川を隔つといへども、川向ひは櫻島のがけにて、がけ下ともいふべし。されば川上角場は寛文三年に命ぜられしと聞ゆ。然る時は此の川上角場は、そのかみ觀音山の角場とひとしく、諸士の銃放場にてありしを、後に輕卒の銃放場と成りたりしと聞ゆ。

○放銃場規則

國事昌披問答に云ふ。萬治二年正月六日の御定書に、稽古的打申儀御赦免被成、植木にとまり候鳥或はあげ星打越など無之様に、猥に打申敷旨被定也。寛文三年六月三日才川櫻島之下がけ、淺野川觀音山之下兩所にて、御家中之者並又者鐵炮稽古仕、居屋敷之外於所々鐵炮打候儀御停止初る也と。按ずるに、居屋敷の内にて鐵炮打候は、利長卿の御代より、四月朔日より七月晦日まで御赦免、八月朔日より

り三月晦日まで御停止のこと顯然たり。右御代に村山豊前とて、二千石賜はり足輕頭にて、淺野川小橋の下、後の前田主膳居屋敷の所に居住す。此の豊前御定に背き、御停止の月に至り鐵炮を爲打たり。依之知行被召放候。以後池田輝政に仕へ、傍輩白井十太夫と云ふ者と口論せしゆゑ半人と成り、勢州に於て臼井鐘を以、豊前乗物に乗りきける處を突殺す。といへり。三州志來因概覽附錄の頭註に云ふ。寛永十一年村山豊前改易也。罪の一に、停止の期日の外に勝手に銃術修行を居宅にてなすゆゑとあり。然らば居第にて放銃期月の外停止の事は、寛永の初よりの定のやうなり。追考すべし。とあり。平次按ずるに、古定書中に載せたる慶長六年以來の定書共に、銃放期月の違書は所見なし。寛永十四年四月廿一日の定書に、花火・ねすみ火・りうせい・車火之事と停止のケ條に記載し、同十六年五月八日の定書にも、花火・ねすみ火・りうせい・車火御停止之事とあり。又寛永十六年八月の違書に左の如くあり。當國手取川より竹橋迄、能登口高松迄限、御家中之諸侍大鷹小鷹によらず不可遣、並鐵炮に而鳥打候事堅令停止